平成25年第2回 /J 冷田丁議会定例会会議録 「第12日」 * 開会年月日時 平成25年6月14日 午後2時00分 * 閉会年月日時 平成25年6月14日 午後4時26分 * 開会の場所 小海町議会議場 会議の経過

議

長 皆さん、こんにちは。平成 25 年第 2 回定例会の最終日にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。6 月もはや中旬となりまして当町の基幹産業であります農業においては、いよいよ野菜出荷の季節を迎えたところでありますが、5 月以来の記録的な少雨により極度な干ばつになり、野菜の生育状況も非常に悪くなっております。早々と梅雨入りとなりましたが、気象庁によりますと梅雨の中休みとのことであります。これ以上野菜の生育に被害を与えないように適度な降雨を期待し、野菜の生育に回復が見られるように望むところであります。さて本日は第 2 回定例会最終日であります。各案件について委員長報告に続いて質疑、討論、採決をお願いするものでありますが、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。ただ今の出席議員数は 1 2 名であります。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。なお暑いようでしたら上着は脱いでいただいて結構であります。

議事日程の報告

議 長一本日の議事日程は、お手元に配布し申しあげたとおりであります。

日程第 1 「諸般の報告」

議 長 日程第 1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程綴りの 3 ページに申し上げてありますので、

		ご確認の程をお願いいたします。		
		その他、報告事項のある方は、お願いいたします。		
議	長	以上で諸般の報告を終わります。		
		<u>日程第 2 「行政報告」</u>		
議	長	日程第2行政報告を行います。		
		町長から報告がありましたら、お願いします。		
町	長	特にございません。		
議	長	他に行政報告がございましたらお願いいたします。		
		(なし)		
議	長	本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、		
		会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。		
		ここで議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許しま		
		す。		
(議会事	務局長より南佐久郡議会議長から佐藤二三雄議員への表彰を報告し、		
	表彰式	式を実施)		
		日程第3「議員派遣の件」		
	1			
議	長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。		
		事務局長に朗読を求めます。		
		(事務局長朗読)		
議	長	朗読が終わりました。お諮りいたします。		
		「第78回町村議会広報研修会」に4ページに申し上げたとおり、議員		
		を派遣したいと思います。		
		これにご異議ございませんか。		
		(異議なし)		
議	長	異議なし」と認めます。		
		したがって、議会広報研修会に議員を派遣することに決定いたしました。		
		<u>【議案の上程】</u>		
議	長	それでは順次議案を上程いたします。		
	<u>日程第4 報告第2号</u>			

議	子	日程第4、報告第2号
		「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
		本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長
		より審査結果の報告を求めます。
		総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
		(委員長報告 承認と決定)
議	툱	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから報告第2号を採決いたします。
		委員長の報告は承認であります。
		報告第2号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を
		求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。
		したがって報告第 2 号は、委員長報告のとおり承認することに決定いた
		しました。
		<u>日程第 5 「報告第 3 号 」</u>
1.14		
議	長	日程第 5、報告第 3 号
		「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正
		する条例について」を議題といたします。
		本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長よ
		り審査結果の報告を求めます。
		民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
- +		(委員長報告 承認と決定)
議	長	
		質疑のある方は、挙手をお願いします。 /歴写なよう
	F	(質疑なし)
議	長	-
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)

議 -	これで討論を終わります。これから報告第3号を採決いたします。
	委員長の報告は承認であります。
	報告第3号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求
	めます。
	(挙手全員)
議	豪 挙手全員と認めます。
	したがって報告第3号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしま
	した。
	<u>日程第 6 「報告第 4 号」</u> ————————————————————————————————————
議 長	日程第6、報告第4号
	平成 24 年度小海町一般会計補正予算(第8号)について 」を議題といた
	します。
	本案については、各常任委員会に付託してありますので、委員長より審査
	結果の報告を求めます。
	総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
	(委員長報告 承認と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。
	質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	次に、民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
	(委員長報告 承認と決定)
議長	
	質疑のある方は、挙手をお願いします。
10 番議員	
	どのようにされたのかお願いします。
町民課長	
	て、昨年度は環境美化推進委員会を開催しなかったということでございま
1.14	す。大変申し訳なく思っております。本年は頑張る所存でございます。
議長	
	│ これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
114	(討論なし)
議長	
	委員長の報告は承認であります。
	│報告第4号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求 │

		めます。	
	(挙手全員)		
議	長	挙手全員と認めます。	
		したがって報告第4号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたし	
		ました。	
		<u>日程第7 「報告第5号」</u>	
議	長	日程第7、報告第5号	
		「平成 24 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につ	
		いて」を議題といたします。	
		本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長よ	
		り審査結果の報告を求めます。	
		民生文教常任委員長的、生養香子、君。	
		(委員長報告 承認と決定)	
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。 	
		質疑のある方は、挙手をお願いします。 	
		(質疑なし)	
議	長		
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 	
		(討論なし)	
議	長	これで討論を終わります。これから報告第 5 号を採決いたします。 	
		委員長の報告は承認であります。	
		報告第5号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を 	
		求めます。	
		(挙手全員)	
議	長		
		したがって報告第5号は、委員長報告のとおり承認することに決定いた L + L +	
		しました。	
		口和第 0 【 起生等 6 早	
		<u>日程第 8 </u>	
議	長		
	- •	で成 24 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)について」	
		を議題といたします。	
		本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長よ	

		り審査結果の報告を求めます。		
		民生文教常任委員長的性工美香子工君。		
	(委員長報告 承認と決定)			
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。		
		質疑のある方は、挙手をお願いします。		
		(質疑なし)		
議	長	これで質疑を終わります。		
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。		
		(討論なし)		
議	長	これで討論を終わります。これから報告第6号を採決いたします。		
		委員長の報告は承認であります。		
		報告第6号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を		
		求めます。		
		(挙手全員)		
議	長	挙手全員と認めます。		
		したがって報告第6号は、委員長報告のとおり承認することに決定いた		
		しました。		
		<u>日程第 9 「報告第 7 号」</u>		
議	長	日程第 9、報告第 7 号		
		平成 24 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)について」		
		を議題といたします。		
		本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長		
		より審査結果の報告を求めます。		
		総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。		
		(委員長報告 承認と決定)		
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。		
		質疑のある方は、挙手をお願いします。		
		質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)		
議	長	(質疑なし)		
 議	長	(質疑なし)		
議	長	(質疑なし) これで質疑を終わります。		
議	長	(質疑なし) これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)		
		(質疑なし) これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)		
		(質疑なし) これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし) これで討論を終わります。これから報告第7号を採決いたします。		

		求めます。		
	(挙手全員)			
議	長	挙手全員と認めます。		
		したがって報告第7号は、委員長報告のとおり承認することに決定いたし		
		ました。		
		<u>日程第10 「議案第22号」</u>		
議	長	日程第 10、議案第 22 号		
		小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題と		
		いたします。		
		本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長よ		
		り審査結果の報告を求めます。		
		民生文教常任委員長 的埜 美香子君。		
		(委員長報告 原案に賛成)		
議	長			
		質疑のある方は、挙手をお願いします。		
		(質疑なし)		
議	長	これで質疑を終わります。		
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。		
**		(討論なし)		
議	長	これで討論を終わります。これから議案第22号を採決いたします。		
		委員長の報告は可決であります。 ************************************		
		議案第 22 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を		
		求めます。		
	■	(挙手全員)		
議	長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたし		
		したがって職業第225は、安貞改報日のこのり可次することに決定いたしました。		
		\$ U/C.		
		日程第11 「議案第23号」		
		<u>口往お!! </u>		
 議	長			
HJA		特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につ		
		いて」を議題といたします。		
		本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長よ		

		求めます。		
	(挙手全員)			
議	長	挙手全員と認めます。		
		したがって議案第24号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたし		
		ました。		
		日程第13 「議案第25号」		
議	長	日程第 13、議案第 25 号		
		一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題		
		といたします。		
		本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長		
		より審査結果の報告を求めます。		
		総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。		
		(委員長報告 原案に賛成)		
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。		
		質疑のある方は、挙手をお願いします。		
		(質疑なし)		
議	長	これで質疑を終わります。		
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。		
		(討論なし)		
議	長	これで討論を終わります。これから議案第25号を採決いたします。		
		委員長の報告は可決であります。		
		議案第 25 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を		
		求めます。		
		(挙手全員)		
議	長	挙手全員と認めます。		
		したがって議案第25号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたし		
		ました。		
		ここで 3 時まで休憩といたします。 (時に 14 時 35 分)		
		<u>日程第14 「議案第26号」</u>		
1.44				
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (時に15時00分)		
		日程第 14、議案第 26 号		
		平成 25 年度小海町一般会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたし		

ます。

本案については、各常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。

(委員長報告 原案に賛成)

総務産業常任委員会要望事項

- 1.町ホームページについて、随時更新等行い、媒体の特性を上手に生かし 利用されたい。
- 2. 職員給与の減額が7月から3月までの9ヶ月間実施されるが職務遂行に 当たっては、今までどおり、職責を全うされるよう努められたい。
- 3. 平成 24 年度繰越事業及び平成 25 年度予算事業について、地域事情を十分考慮しつ つ早期着工に努められたい。
- 4. 各地区からの要望事項については、早めに検討し、すみやかに実施されたい。
- 議 長 委員長報告に対する質疑を許します。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長|次に、民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。

(委員長報告 原案に賛成)

民生文教常任委員会要望事項

- 1.防火水槽新設工事については、早期に着工し、1日も早く供用開始できるよう努力されたい。
 - 2. 小学校の学校施設、通学路等について再度点検を行い、子供たちの安心・安全のために一層の配慮をされたい。
- 議 長 委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長しこれで質疑を終わります。

ただ今の、両常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。

総務建設常任委員会要望事項に対する答弁

- 1. 町の情報発信の柱のひとつであるホームページの管理運営に当っては伝えたい情報、知りたい情報を速やかに提供するため日々のホームページの更新を的確に行い、最新の情報掲載に努めてまいります。また職員研修を恒常的に行い、見やすいホームページづくりのために工夫や発信力の向上に努め、広報の充実を図ってまいります。
- 2. 今回の職員給与の減額措置はこれまでの人事院勧告とは異なり、国の震災復興に起因する財源確保のための削減要請です。地方交付税の大幅な削減に伴う過去にない国の一方的な異例な措置であり、地方自治の根幹に係わる大きな問題であると認識しています。職員は不本意と強く感じているなか、私も苦渋の選択のなかで職員等の理解、協力により、給与減額措置を実施することとしましたが、これまでに経験のないことであり、大幅な給与カットに見まわれた職員は家庭生活や子育て、将来設計そして仕事への不安等の影響が心配されるところです。しかし、いかなる状況にあっても、これまでと同様、町長、管理職、職員が一致協力し仕事に対するモチベーションを落とすことなく、全体の奉仕者として責務を全うし、町民の福祉の更なる向上に努めてまいります。
- 3. 平成 24 年度繰越事業につきましては 土木費関係 5 事業、凍上災害道路復旧関係 2 事業で計 7 事業で 53,399 千円を繰り越しておりますが、現時点では 3 事業がほぼ完了となり 残り 4 事業につきましても 鋭意早期完了に向け努めているところです。また、平成 25 年度予算事業につきましては、凍上災害道路復旧工事を始め、既に早期着工した事業もありますが、全体としては通勤通学やバス路線、農作業の状況などを常に把握のうえ、出来るだけ地域の皆様方にご不便をおかけしないよう十分に考慮し、早期着工に向け努力してまいります。
- 4. 各地区からの要望事項につきましては、一部は早急に対応しています。5月 末で一旦まとめたものを現在、危険度、緊急度、効果度の三つの基準により 格付けを行っています。 結果を6月中には各区長さんへ中間報告すると共 に、結果に基づき設計し、早期に発注してまいります。また今後、不断に湧

きあがるインフラ整備等についても安全安心の確保のために実施します。

民生文教常任委員会要望事項に対する答弁

- 1. 平成 25 年度の防火水槽設置工事は土村地区を予定しております。関係する皆さんと協議を進め、1 日も早く供用開始が出来るよう、また地域の皆様の安全・安心の確保のために施工してまいります。
- 2. 新小学校は開校して、大きな問題もなく二年目を迎えることが出来ました。 改めてボランティア、地域の皆様を始め、関係された全ての皆様に感謝申し 上げます。施設、通学路につきましては、23 年度、24 年度と整備を進めてき ましたが、これからも子どもたちが、健やかに、そして安心・安全に過ごせ ますよう、積極的に通学路及び教育環境の整備に努力してまいります。

議 長 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)

議 長│これで討論を終わります。これから議案第26号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長|挙手全員と認めます。

したがって議案第26号は、委員長報告とおり可決することに決定いたしました。

<u>日程第15 「陳情第1号」</u> <u>日程第19 「発</u>議第1号」

議 長 日程第 15、陳情第 1 号、「消費税増税の中止を求める陳情書について」及び日程第 19、発議第 1 号、「消費税増税の中止を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

陳情第 1 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。

(委員長報告 採択と決定)

議長 委員長報告に対する質疑を許します。

		質疑のある方は、挙手をお願いします。
	ı	(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決いたします。
		委員長の報告は採択であります。
		陳情第1号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求
		めます。
		(挙手多数)
議	長	挙手多数と認めます。
		したがって陳情第 1 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたし
		ました。
議	長	事務局長に発議第1号の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
		第 10 番 井出 薫 君。
		(提出者説明)
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから発議第1号を採決いたします。
		提出者の説明のとおり、発議第1号に賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手多数)
議	長	学手多数と認めます。
HJA		したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出するこ
		とといたします。
		<u>日程第16 「陳情第2号」</u>
		日程第 2 0 「発議第 2 号 」
		<u>ロリエグ・モ マ </u>
 議	長	 日程第 16、陳情第 2 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書
Ztn	LX.	について」及び日程第20、発議第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持
		について」次ひ口性和 40、元賊和 4 5、 我仍我自身罔准只追附及以至打

		を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題と
		いたします。
		陳情第 2 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委
		員長より審査結果の報告を求めます。
		民生文教常任委員長的性工美香子工君。
		(委員長報告 採択と決定)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決いたします。
		委員長の報告は採択であります。
		陳情第2号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求
		めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。
		したがって陳情第 2 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたし
		ました。
議	長	事務局長に発議第2号の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
		第2番 篠原 伸男 君。
		(提出者説明)
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから発議第2号を採決いたします。
		提出者の説明のとおり、発議第2号に賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。
		したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出するこ

		とといたします。
		D. 40 0 1 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		<u>日程第17 「陳情第3号」</u>
		<u>日程第21 「発議第3号」</u>
- *	_	D. 12 12 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14
議	長	日程第17、陳情第3号、「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の機能を表する。
		算の増額を求める意見書の提出に関する陳情書について」及び日程第 21、
		発議第3号、「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求
		める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といた
		します。
		陳情第3号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委
		員長より審査結果の報告を求めます。
		民生文教常任委員長的性工美香子工君。
		(委員長報告 採択と決定)
議	툱	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決いたします。
		委員長の報告は採択であります。
		陳情第3号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求
		めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。
		したがって陳情第 3 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたし
		ました。
議	長	事務局長に発議第3号の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
		第2番 篠原 伸男 君。
		(提出者説明)
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
		·

議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから発議第3号を採決いたします。
		提出者の説明のとおり、発議第3号に賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。
		したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出するこ
		とといたします。
		ここで 4 時 10 分まで休憩といたします。 (時に 15 時 43 分)
		<u>日程第18 「陳情第4号」</u>
		<u>日程第22 「発議第4号」</u>
議	長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (時に 16 時 10 分)
		日程第 18、陳情第 4 号、「年金 2.5%の削減中止を求める陳情について」及
		び日程第 22、発議第 4 号、「年金 2.5%の削減中止を求める意見書の提出に
		ついて」は関連がありますので、一括して議題といたします。
		陳情第4号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委
		員長より審査結果の報告を求めます。
		民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
	-	(委員長報告 採択と決定)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
3.34		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決いたします。
		委員長の報告は採択であります。
		陳情第4号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求
		めます。
<u> </u>		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。
		したがって陳情第 4 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたし
		ました。

議	長	事務局長に発議第4号の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。	
		第4番 篠原 憲雄 君。	
		(提出者説明)	
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。	
		質疑のある方は、挙手をお願いします。	
		(質疑なし)	
議	툱	これで質疑を終わります。	
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。	
		(討論なし)	
議	長	これで討論を終わります。これから発議第4号を採決いたします。	
		提出者の説明のとおり、発議第4号に賛成する方の挙手を求めます。	
1.16	_	(挙手全員)	
議	長	挙手全員と認めます。 	
		したがって、発議第 4 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出するこ	
		とといたします。	
		日程第 2 3 「 発議第 5 号 」	
		口性分23 光磁分35]	
議	長		
	- 1	の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の	
		朗読を求めます。	
(事務局長朗読)			
議	長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。	
		第7番 篠原 憲雄 君。	
7番議	員	ただいま上程されました議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の	
		一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。我が	
		国の経済状況は、政権交代による諸施策の展開からか、はたまた政権交代	
		による期待感からか、円安、株価高騰が続いておりましたが、このところ	
		不安定な動きとなっており、依然として国民一人ひとりの景気回復感は実	
		感できないのが現状であります。私たちの頭上に厚く覆う景気の先行きの	
		不透明という暗雲を霧消させ、本物の経済の回復を願うものであります。	
		また町の財政状況は、財政運営の状況を各財政指標で見ますと、近年は改	
		善が見受けられるものの、実質公債比率、経常収支比率とも依然として高	
		い比率となっており、厳しい状況になっております。そのようななか、今	

定例会において、東日本大震災の復興に国を挙げて対処するなどのため、 町長、副町長、教育長、そして一般職の職員の給与の減額の条例案が提出 され可決決定となりました。まさに、深刻さを増す国内情勢及び町民の暮 らしの実態を捉えたなかでの苦渋の判断であります。我々町議会議員は、 町民から選ばれた町民の代表であります。町民の負託を受け、町民の声を 議会に届け、真に町民の幸せを実現させる使命と責任を担っております。 そのため議員は町に対して各種の提案、提言や監視など、その役目を積極 的に果たさなければなりません。とりわけ町民の暮らしの実態にしっかり と身を寄せ議員としての役割を果たさなければなりません。地方議会の二 元代表の一翼を担う我々議会議員は、これからの厳しい状況を再認識し、 町民の代表として現下の厳しい局面を町及び町民と一体となって乗り越 えるべく、町民に覚悟を持った姿勢を示さなければなりません。 以上の ことから町議会議員の議員報酬月額を減額するための条例改正を発議と してご提案申し上げるものでございます。減額額、期間など詳細につきま しては、議案綴りの10ページのとおりでございます。以上が議会の議員 の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由で あります。議員各位には、厳しい今を乗り越える覚悟を御理解いただき、 御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただき ます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長して質疑を終わります。

これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

(討論なし)

議 長 これで討論を終わります。これから発議第5号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第5号に賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長|挙手全員と認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

議 長 ここで、議会運営委員長より発言を求められていますので、これを許しま す。議会運営委員長、篠原 恒一 君。

議会運営|議会

議会運営委員会からお願いいたします。

委員長 議会運営委員会では、次の定例会または臨時会の会期・運営等に関しまして、閉会中に審査する必要がありますので、小海町議会、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

議	長	ただ今、議会運営委員長から、次の定例会または臨時会の会期・運営等に 関して会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があり
		ました。お諮りいたします。
		委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事にご異議ござい
		ませんか。
		(「異議なし」の声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とする事に
		決定いたしました。
		閉
議	長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、全て
		終了いたしました。
		これにて、平成 25 年小海町議会第 2 回定例会を閉会といたします。
		ご苦労様でした。 (時に 16 時 26 分)